

2021年9月29日

各 位

会 社 名 株式会社新東京グループ
(コード番号 6066 TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役社長 吉野勝秀
問合せ先 取締役管理部長 小野澤歩
T E L 047-383-7001
U R L www.mr-shintokyo.co.jp

株式の上場廃止および株式の取扱いに関するお知らせとご挨拶

当社は、TOKYO PRO Marketの上場廃止申請を、自ら申請し受理されました。これに伴い2021年9月30日付けで当社普通株式は上場廃止となります。

2012年9月25日の上場以来、株主の皆様をはじめ関係各位の皆様には、当社の事業へのご理解とご支援を賜りましたことを心より御礼申し上げます。

今後も引き続きステークスホルダーの皆様のご期待に応えていくとともに、地球と地域に最大限貢献できる企業であり続けるように積極的に挑戦してまいりますので、皆様の変わらぬご理解とご支援を賜りますよう、引き続きよろしくお願い申し上げます。

なお、今後の当社株式の取り扱いにつきましては、下記のとおりとなりますのでお知らせいたします。

記

上場廃止後の株主名簿の管理及び各種手続きにつきましては、10月1日から当社で取り扱うことを予定しております。なお、上場廃止後の各種手続きにつきましては、上場廃止日時点の株主名簿確定作業が完了した後より対応を開始させていただきます。

1. 各種手続き

当社株式の取扱いにつきましては、2021年10月4日(上場廃止の2営業日後)をもって株式会社証券保管振替機構による当社株式の取扱いが廃止となり、各証券会社等での諸届等も受けられなくなります。このため上場廃止日以降は、各種請求書・届出書等への実印の押印及び印鑑証明書の添付により、株主様のご本人確認及び株主様ご本人からの意思表示の確認とさせていただきます。

2. 株式残高証明書の発行について

株式を譲渡する場合等、株主様ご自身が所有されている株式数をご確認されたい場合には、「株式残高証明書」の交付を請求することができます。

この証明書の交付を希望される場合は、当社管理部宛てにご請求願います。

なお証明書の発行には、お申し出いただいてから3週間程度を要しますので予めご了承ください。

3. 名義書換等の各種手続き

株式の譲渡に際しては、売主と買い主が合同で名義書換請求することになります。所定の株式名義書換請求書に、連名(売主と買主)で必要事項を記載、実印を押印のうえ印鑑証明書(交付日から6カ月以内の原本)を添付していただき当社管理部宛てにご請求願います。

以上